

春日部市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

春日部市立看護専門学校条例（平成17年条例第207号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(授業料) 第8条 学校の学生は、授業料月額 <u>14,000円</u> を納付しなければならない。	(授業料) 第8条 学校の学生は、授業料月額 <u>9,000円</u> を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日において春日部市立看護専門学校に在学し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後引き続き在学する学生（以下「在校生」という。）に係る授業料の額については、この条例による改正後の春日部市立看護専門学校条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在校生が施行日以後に入学した学生（転入学した学生を除く。以下「新入生」という。）の属する年次に属することとなった場合における当該在校生に係る授業料の額は、当該新入生に係る授業料の額と同一の額とする。
- 3 施行日以後に春日部市立看護専門学校に転入学した学生に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該学生の属する年次に在学する学生に係る授業料の額と同一の額とする。